

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

7 第一〇二回国会における労働関係法案

3 男女雇用機会均等法の成立と女子差別撤廃条約批准

男女雇用機会均等法の成立

男女雇用機会均等法案は第一〇一回国会で、衆議院で可決されたが、参議院で継続審議となっていた(本年鑑一九八五年版四九九ページ以下)。四野党提出法案は廃案となった。第一〇二回国会においては、一九八五年四月一日以降参議院社会労働委員会で審議がおこなわれ、四月二五日、同委員会で修正可決され、五月一〇日参議院本会議で、五月一七日衆議院本会議で可決成立し、六月一日公布された。施行は、付則により八六年四月一日である。

参議院における修正は、三点である。(1)目的に、「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり」の文言を加えたこと、(2)第二条に基本的理念(女子労働者は経済社会の発展に寄与する者であり、かつ家庭の一員として次代を担う者の生育に重要な役割を有する)の実現を一般的に宣言していたのにたいし、この法律による女子労働者の福祉の増進がこの基本理念にそったものであると限定するとともに、これに見合っ国および地方公共団体の責務を限定したこと、(3)政府が適当な期間をおいて、検討するよう付則をおいたこと(なお、立法にたいする反対闘争は第二部一VI「権利闘争」を参照)。

女子差別撤廃条約の批准

一九七九年成立した国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准の前提のひとつとして、男女雇用機会均等法が成立したが、政府はこれにより批准に必要な国内的条件がすべて整ったとし、国会の承認を得て、一九八五年六月二五日批准書を国連事務総長に寄託した。この条約は、国連の世界人権宣言その他の人権にかんする活動を一步すすめたもので、とくに、男女の定型化された役割の訂正を求めるなど画期的内容をもっている。この条約のうち、とくに雇用における男女平等と直接関係する部分はずぎのとおりである。

第一条(女子に対する差別の定義——女子が男女の平等を基礎として、人権と基本的自由を認識・享有・行使することを妨げる、性による区別、排除、制限)

第四条(平等を促進することを目的とする暫定措置と、母性保護のため の特別措置は差別でない)

第十一条

I 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)同一の雇用機会(同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c)職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに、職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d)同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e)社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f)作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a)妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b)給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c)親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d)妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『職業安定広報』、(4)『労働広報』、(5)『週刊労働ニュース』、(6)『衆議院社会労働委員会会議録』、(7)『労働法令通信』、(8)労働省新聞発表資料、(9)『EPS』、(10)『財政金融統計月報』、(11)『ジュリスト』八三一号、一九八五年三月一日号。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
